

満州国の軍事予算と兵器調達

平 井 廣 一

満州国の軍事予算と兵器調達

平井 廣一

目次

はじめに

I 満州国財政における軍事費支出

II 満州国軍の装備と兵器調達

結びにかえて

はじめに

満州国は、その成立以来、反満抗日軍との抗争に明け暮れなければならない、治安の維持こそが国策中最大の課題であった⁽¹⁾。そのため満州国の軍事費支出は同国の一般会計予算のかなりの部分を占め、特別会計も多額の軍事費支出を行なった。

また反満抗日軍との戦闘の主役は関東軍の指導を受けた満州国軍であり、同軍は戦闘行動にあたって反満抗日軍を撃破できるだけの兵器を装備する必要があった。そこで本稿では、満州国の軍事費支出はどのような特徴を

持ち、兵器調達にはどの程度の予算が計上されていたか、また主要兵器はどのように調達されていたかを検討する。

I 満州国財政における軍事費支出

まず表1は、一般会計における軍政部(1938年度からは治安部、1943年度からは軍事部に組織改編)及びその他の満州国政府=國務院各部の経費の動向である。一見してわかるように、軍政部は総務庁と並んで歳出額が多い。このうち総務庁は、本省の他に参議府や立法院、監察院などの中央機関をはじめ、法制局、国都建設局、統計処、恩賞局、国道局、営繕需品局、興安局、外務局、内務局、審計局の内局費、及び教育、土木、地方経費や各種補助費、協和会補給金、退職給与金等、きわめて広範囲の経費を支出していた⁽²⁾。

表1 満州国一般会計予算と決算

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
帝室費	決算 1,150	1,400	3,753	1,035	2,120	2,100	2,527	2,100	2,780	2,050	3,503	2,560	3,000	3,500
総務庁	予算 42,698	39,678	45,494	23,594	48,904	38,865	103,178	131,381	210,275	186,753	246,504	307,303	529,336	701,904
	決算 42,402	43,848	40,637	22,103	45,384	71,664	111,168	134,855	226,476	192,277	199,358	341,082
軍政部・治安部	予算 33,000	41,967	58,272	32,150	74,514	80,170	111,904	137,661	181,010	221,111	236,219	260,226	280,626	322,525
・軍事部	決算 43,712	47,828	60,029	27,483	82,772	113,034	124,240	171,849	221,913	253,399	251,902	185,005
民政部	予算 4,284	24,280	32,009	21,333	40,059	63,965	-	-	-	-	-	-	-	-
	決算 9,226	27,601	37,081	22,530	38,872	1,137	-	-	-	-	-	-	-	-
文教部・民生部	予算 271	975	6,114	3,055	5,081	5,697	14,941	19,225	31,925	37,246	45,837	60,785	21,422	42,857
	決算 420	851	5,808	2,870	4,657	9,722	14,992	20,558	34,040	41,089	46,942	18,419
外交部	予算 666	1,245	1,579	974	1,529	1,616	-	-	-	-	-	-	-	-
	決算 1,181	1,192	1,489	873	1,461	377	-	-	-	-	-	-	-	-
司法部	予算 3,108	5,595	8,180	4,816	9,883	9,996	11,540	12,450	13,363	13,680	14,071	15,757	18,216	24,716
	決算 3,814	5,730	7,507	4,526	9,328	9,346	10,692	12,281	13,458	14,146	15,198	17,390
交通部	予算 1,561	2,169	3,448	2,581	4,114	5,146	21,797	44,006	28,741	34,279	82,814	134,546	150,962	182,355
	決算 1,645	2,925	3,352	2,091	4,229	23,826	23,738	42,948	38,300	37,249	81,409	155,338
実業部・産業部	予算 434	3,410	5,119	3,253	5,611	8,508	12,041	20,879	43,798	69,942	79,999	93,297	114,402	244,814
・農政部	決算 634	5,961	5,159	3,168	5,657	11,138	13,637	21,687	60,874	73,071	82,173	102,001
財政部・経済部	予算 25,120	24,772	23,722	10,820	25,368	27,693	27,051	35,672	62,390	84,155	114,894	175,244	149,848	177,546
	決算 24,036	25,891	19,534	11,629	33,263	24,895	25,484	34,469	78,912	89,926	125,329	118,471
興安総督・蒙政部	予算 1,012	2,344	2,860	1,524	3,230	4,337	-	-	-	-	-	-	-	-
	決算 1,416	2,257	2,893	1,526	3,047	334	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	予算 113,308	149,169	188,725	104,998	219,405	248,098	304,555	403,377	573,555	649,220	823,400	1,055,000	1,315,000	1,785,000
	決算 129,635	165,482	187,242	99,835	220,790	265,572	326,479	440,746	678,862	708,207	809,238	1,050,780

出所：各年度『総予算』及び『満州国史』上巻。…は不詳

キーワード：満州国、満州国軍、軍事予算

これに対して軍政部は、文字通り満州国の軍事関係の経費を計上する機関であり、表2によれば、本部及び内局、陸軍費、国防費分担金(満州国が一般会計予算の1割を日本の一般会計の歳入に繰入れる軍事費分担金⁽³⁾)、討伐費、鉄道警備費(満鉄と満州国国有鉄道の警備費⁽⁴⁾)、及び臨時(国境警備)費(対ソ戦のための警備費)から成っている。

そのうち最大の比率を占めるのがいうまでもなく陸軍費であり、治安部隊としての満州国軍の維持費である。同費は1933(大同2)年度まで軍政部費総額の80%を占めていたが、1934(康徳1)年度に始まる国防費分担金と1938年度のいわゆる「軍警一体化」による警察費の計上、さらには1939年度から対ソ関係の緊張(5月～9月のノモンハン事件)によって国境警備費も膨張することから次第にその比重を低下させ、日中戦争期以降は全体の30%台に低落する。

とはいえ、国境警備費は対ソ戦に備えた陣地の構築費であり、鉄道警備費も国有鉄道を抗日軍の襲撃から保護するための経費であるから、これらを含んだ軍政部は文字通り満州

国の軍事費を支出する唯一の官庁であることに変わりはない。

さらに表3が満州国軍を維持する陸軍費の内訳であり、文武官の俸給、事務費、兵事諸費、糧食費、教育演習費、軍需費、艦営費、建軍諸費及び情報費等が計上されている。このうち兵事諸費と健軍諸費及び情報費は、「国兵法」による徴兵制の施行に伴う費用である。

陸軍費の総額は、日中戦争までは約3500万円～3800万円で推移しているが、その後は急速に膨張し、ノモンハン事件を契機に一気に6000万円に迫り、太平洋戦争末期の1944年度には1億円を突破している。そしてその膨張の要因となったのが糧秣費と軍需費であった。

このように満州国軍は明らかにノモンハン事件を契機にその維持費を拡大させたが、各種経費の比率をみると、俸給が30～50%、糧秣費と軍需費がそれぞれ約20%、その他を事務費と教育演習費が占めるという構成になっており、その割合は満州国末期まであまり変化がない。また、糧秣費や軍需費と比較して俸給が意外に多いのが注目される。

表2 軍政部予算

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
軍政本部及び内局	1,320 (4.0)	1,642 (3.9)	2,701 (4.6)	1,314 (4.1)	1,622 (2.2)	1,494 (1.9)	1,258 (1.1)	3,355 (2.4)	1,946 (1.1)	3,562 (1.6)	1,858 (0.8)	1,337 (0.5)	1,348 (0.5)
陸軍費	28,080 (85.1)	34,532 (82.3)	35,685 (61.2)	18,205 (56.6)	36,415 (49.5)	38,253 (47.7)	41,535 (37.1)	46,920 (34.1)	58,932 (32.6)	69,133 (31.3)	77,117 (32.6)	87,296 (33.5)	106,568 (38.0)
国防費分担金	-	-	9,000 (15.4)	5,000 (15.6)	19,500 (26.5)	19,500 (24.3)	19,500 (17.4)	-	-	-	-	-	-
討伐費	1,800 (5.5)	1,385 (3.3)	510 (0.9)	1,300 (4.0)	2,600 (3.5)	2,500 (3.1)	2,500 (2.2)	2,490 (1.8)	2,000 (1.1)	4,000 (1.8)	4,000 (1.7)	5,000 (1.9)	5,660 (2.0)
鉄道警備費	-	-	-	-	-	-	9,306 (8.3)	13,052 (9.5)	15,735 (8.7)	18,082 (8.2)	20,908 (8.9)	23,927 (9.2)	23,563 (8.4)
臨時(国境)警備費	-	-	-	-	-	-	6,033 (5.4)	21,413 (15.6)	34,943 (19.3)	32,290 (14.6)	24,714 (10.5)	28,000 (10.8)	100,000 (35.6)
小計	31,200 (94.5)	37,559 (89.5)	47,896 (82.2)	25,819 (80.3)	60,137 (81.8)	61,747 (77.0)	80,132 (71.6)	87,230 (63.4)	113,556 (62.7)	127,067 (57.5)	128,597 (54.1)	145,560 (55.9)	237,139 (84.5)
その他も計	33,000 (100.0)	41,967 (100.0)	58,272 (100.0)	32,150 (100.0)	73,539 (100.0)	80,170 (100.0)	111,904 (100.0)	137,661 (100.0)	181,010 (100.0)	221,111 (100.0)	236,219 (100.0)	260,226 (100.0)	280,626 (100.0)

出典：『総予算』各年度

表3 陸軍費内訳

(1,000円)

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
武官俸給	21,240 (75.6)	17,353 (50.3)	17,840 (50.0)	8,906 (48.9)	17,813 (48.9)	18,977 (49.6)	19,203 (46.2)	22,242 (47.4)	24,357 (41.3)	26,200 (37.9)	25,918 (33.6)	26,755 (30.6)	30,544 (28.7)
文官俸給	840 (3.0)	1,375 (4.0)	4,234 (11.9)	2,027 (11.1)	4,055 (11.1)	4,260 (11.1)	4,249 (10.2)	4,773 (10.2)	6,931 (11.8)	8,076 (11.7)	7,279 (9.4)	3,193 (3.7)	3,763 (3.5)
事務費	-	-	-	-	-	-	-	-	2,043 (3.5)	2,694 (3.9)	2,907 (3.8)	3,193 (3.7)	3,763 (3.5)
兵事諸費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,196 (1.6)	1,222 (1.4)	1,196 (1.6)	1,222 (1.4)	1,897 (1.8)
糧秣費	-	8,515 (24.7)	6,696 (18.8)	3,910 (21.5)	7,823 (21.5)	7,747 (20.3)	7,728 (18.6)	7,519 (16.0)	8,566 (14.5)	10,586 (15.3)	12,340 (16.0)	15,389 (17.6)	20,419 (19.2)
教育演習費	-	-	-	-	-	-	-	-	2,303 (3.9)	4,700 (6.8)	5,171 (6.7)	5,171 (5.9)	6,592 (6.2)
軍需費	6,000 (21.4)	7,287 (21.1)	6,950 (19.5)	3,361 (18.5)	6,722 (18.5)	7,268 (19.0)	8,759 (21.1)	9,143 (19.5)	9,704 (16.5)	11,237 (16.3)	14,291 (18.5)	16,367 (18.7)	21,468 (20.1)
艦営費	-	-	-	-	-	-	-	-	495 (0.8)	622 (0.9)	679 (0.9)	754 (0.9)	876 (0.8)
健軍諸費及び情報費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	395 (0.5)	662 (0.8)	662 (0.6)
各項支出款	-	-	-	-	-	-	1,654 (4.0)	3,240 (6.9)	4,530 (7.7)	5,016 (7.3)	6,936 (9.0)	9,783 (11.2)	10,794 (10.1)
計	28,080 (100.0)	34,532 (100.0)	35,685 (100.0)	18,205 (100.0)	36,415 (100.0)	38,253 (100.0)	41,595 (100.0)	46,920 (100.0)	58,932 (100.0)	69,133 (100.0)	77,117 (100.0)	87,296 (100.0)	106,568 (100.0)

出所：各年度『総予算』

(備考)

- ①俸給は1939年度までは文官と武官が一括して計上されている。
- ②1932(大同1)年度の「俸給」は糧秣費を加えた額(原資料が分離していないため)。
- ③1934(康徳1)年度の事務費は、「各庁公費」と「雑公費」を合算した額。

表4 軍需費の内訳

(1,000円)

	1933	1934	1935	1936	1937	1938
各種手当	65 (0.9)	-	-	-	-	-
旅費	130 (1.8)	-	-	-	-	-
槍砲鍵油費	25 (0.3)	199 (2.9)	-	-	-	-
被服費	2,269 (31.1)	2,854 (41.1)	1,541 (45.8)	3,083 (45.9)	3,094 (42.6)	3,147 (35.9)
兵器弾薬費	2,118 (29.1)	1,405 (20.2)	875 (26.0)	1,750 (26.0)	1,761 (24.2)	2,897 (33.1)
兵器更新費	421 (5.8)	952 (10.9)
兵器維持費	537 (7.4)	1,142 (13.0)
演習用弾薬費	642 (8.8)	642 (7.3)
無線通信機材費	160 (2.2)	160 (1.8)
掌糧費	624 (8.6)	-	-	-	446 (6.1)	446 (5.1)
軍畜費	228 (3.1)	879 (12.6)	360 (10.7)	720 (10.7)	587 (8.1)	737 (8.4)
教育演習費	-	221 (3.2)	210 (6.2)	421 (6.3)	581 (8.0)	550 (6.3)
医馬薬費	216 (3.0)	268 (3.9)	130 (3.9)	260 (3.9)	289 (4.0)	316 (3.6)
防疫費	-	-	40 (1.2)	80 (1.2)	100 (1.4)	100 (1.1)
輸送費	359 (4.9)	302 (4.3)	200 (6.0)	400 (6.0)	401 (5.5)	483 (5.5)
修繕費	130 (1.8)	251 (3.6)	-	-	-	-
薪炭費	727 (10.0)	528 (7.6)	-	-	-	-
調房費	130 (1.8)	-	-	-	-	-
囚徒費	2 (0.0)	38 (0.5)	3 (0.1)	6 (0.1)	6 (0.1)	16 (0.2)
焼埋費	32 (0.4)	-	-	-	-	-
軍馬倒補費	11 (0.2)	-	-	-	-	-
軍用鳩諸費	-	-	-	-	-	62 (0.7)
雑費	215 (3.0)	-	-	-	-	-
計	7,287 (100.0)	6,950 (100.0)	3,361 (100.0)	6,722 (100.0)	7,268 (100.0)	8,759 (100.0)

出典：各年度『一般会計歳入歳出予算各目明細書』

このうち、糧秣費と並ぶ比率を示す軍需費の内訳を示したのが表4である。まず総額は、1933年度から37年度にかけて約700万円を維持した後、38年度に約900万円と急速に増加している。その内訳は、34年度までは、各種手当や旅費、槍砲鍵油費、修繕費、薪炭費、調房費等の細かい経費が計上されているが、その後は被服費、武器弾薬費、軍畜費、教育演習費、医馬薬費、防疫費、輸送費に集約される。そのうち最も多いのが被服費で、軍需費総額の約40～50%を占め、意外にも兵器弾薬費は1937年度までは被服費の半額程度にすぎず、38年度によりやく約290万円と大幅な増加をみて被服費に近づいている。

さらに兵器弾薬費について、『予算各目明細書』によってその内訳が判明する37年度と38年度に限って見ると、兵器更新費と兵器維持費、特に維持費の伸びが著しい。資料の制約上、予算項目をこれ以上細かく見ることはできないので、満州国軍の兵器がどのように購入されたのかは明らかではないが、おそらく更新費によって兵器が新調され、維持費によって亡失、あるいは破壊された兵器が補充されているのであろう。しかも実戦用の弾薬費が計上されていないことも注目される。いずれにしても、満州国の一般会計の陸軍費に

占める軍事費支出に占める兵器費は極めて少額である。

満州国の軍事予算は、こうした一般会計の他に、各種の兵器の購入と軍服を支給する特別会計によっても担われていた。表5によってその一端を明らかにすると、軍政部の所管の下に軍械廠、軍需廠、被服廠の3つの特別会計があり、そのうち被服廠と軍械廠会計が比較的早くから設置されている。

各会計の歳入出によってその仕組みを検討すると、第1に、被服廠特別会計は、軍服の原材料を購入し、職工に俸給を支払って製品を作り、その売払代によって諸経費を回収している。

第2に、軍械廠は、関東軍が満州事変後に旧中国軍の「奉天兵工廠」を没収して満州国の軍政部に譲渡した施設の一部であり⁽⁵⁾、1933年5月に軍械廠として正式に発足した。

その後1938年7月に新たに公布された軍械廠令(勅令第172号)によれば⁽⁶⁾、軍械廠は(1)兵器の購買、検査、貯蔵、保存、修理、補給、廃兵器の処理、(2)兵器及び兵器材料の考案、審査及び制式、(3)兵器技術の調査、研究及び試験、の各業務を実施する機関であった。またその設置場所として、軍械本廠は奉天に、支廠は業務上必要な場所に設

表5 軍関係特別会計予算

(1,000円)

	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
【軍械廠特別会計】												
収入供給武器弾薬費(兵器収入)	-	6,999	2,000	3,300	3,300	12,328	15,723	12,239	16,479	17,085	16,113	20,200
供給武器弾薬価款(補給収入)	-	6,849	2,000	3,300	3,300	10,509	-	10,000	12,763	12,192	11,461	16,390
兵器弾薬売出価款	-	-	-	-	-	-	-	1,331	1,053	-	-	-
買取武器弾薬価金	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
供給警備器弾薬価款	-	-	-	-	-	1,718	-	-	-	-	-	-
兵器修理費	-	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-
回収兵器弾薬売出価款	-	-	-	-	-	-	-	326	-	-	-	-
兵器弾薬保管整理費	-	-	-	-	-	-	-	281	627	-	-	-
貸与並売出入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,452	2,095	2,800
受託収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,431	2,547	1,000
その他とも歳入計	-	7,000	2,000	3,300	3,300	12,328	15,723	12,239	16,479	17,085	16,113	20,200
武器弾薬価款(兵器費)	-	7,000	2,000	3,300	3,300	12,328	14,600	11,794	16,262	16,861	15,963	19,533
供給兵器価款(補給費・兵器購入費)	-	-	-	-	-	10,509	-	10,000	12,763	13,935	12,108	17,750
供給警備兵器弾薬価款	-	-	-	-	-	1,718	-	1,112	836	-	-	-
兵器修理費	-	-	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-
兵器弾薬保管整理費	-	-	-	-	-	-	-	382	627	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,431	2,234	-
器材購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	865
兵器維持整備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	528
修理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
試験検査費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156
一般会計繰入	-	-	-	-	-	-	-	444	217	224	130	-
その他とも歳出計	-	7,000	2,000	3,300	3,300	12,328	15,723	12,239	16,479	17,085	16,113	20,200
【被服廠特別会計】												
作業収入	4,782	7,296	3,147	4,620	4,617	7,401	-	-	-	-	-	-
製品売払代	4,780	7,290	3,047	4,553	4,519	7,289	-	-	-	-	-	-
一般会計繰入金	600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他とも歳入計	5,382	7,296	3,148	4,620	4,622	7,403	-	-	-	-	-	-
作業費	4,556	6,513	2,795	4,014	3,995	7,299	-	-	-	-	-	-
俸給	175	156	95	130	130	141	-	-	-	-	-	-
事務費	-	-	163	247	230	212	-	-	-	-	-	-
材料及び素品費	3,056	5,420	2,019	2,964	2,970	5,928	-	-	-	-	-	-
事業費	1,303	840	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国庫準備金	447	610	250	500	500	-	-	-	-	-	-	-
改良補充費	-	-	-	134	262	180	-	-	-	-	-	-
その他とも歳出計	5,382	7,396	3,148	4,620	4,622	7,480	-	-	-	-	-	-
【軍需廠特別会計】												
作業収入(兵器収入)	-	-	-	-	-	-	-	15,506	11,603	13,715	14,308	20,200
物品売出価款	-	-	-	-	-	-	-	15,400	11,603	13,359	13,432	18,910
物品補修価款	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	67	64
副生物その他売出価款	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	809	881
その他とも歳入計	-	-	-	-	-	-	-	15,507	11,644	13,800	14,368	20,231
作業費(兵器費)	-	-	-	-	-	-	-	15,273	11,394	13,471	13,848	20,180
俸給	-	-	-	-	-	-	-	220	181	136	154	209
事務費	-	-	-	-	-	-	-	377	352	345	328	348
補給及び製造費(作業費)	-	-	-	-	-	-	-	14,640	10,790	12,924	13,237	18,787
材料及び成品費	-	-	-	-	-	-	-	12,370	5,864	10,177	7,850	12,494
用人費	-	-	-	-	-	-	-	1,581	2,658	1,389	1,610	1,978
受託物品費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,040	3,470
改良補充費(営繕費)	-	-	-	-	-	-	-	332	205	224	250	305
その他とも歳出計	-	-	-	-	-	-	-	15,506	11,600	13,800	14,368	20,231

出所：各年度「特別会計予算」
(備考)

- ①軍械廠特別会計の歳入科目である「収入供給武器弾薬費」「供給武器弾薬価金」は、1942年度からそれぞれ「兵器収入」「補給収入」に、また歳出科目の「武器弾薬価款」「供給兵器価款」は「兵器費」「補給費」に、さらに「補給費」は1943年度には「兵器購入費」に名称が変更された。
- ②軍需廠特別会計の「補給及び製造費」は、1942年度から「作業費」に、「改良補充費」は「営繕費」に1944年度から「作業収入」「作業費」はそれぞれ「兵器収入」「兵器費」に名称が変更された。

置し、その場所は軍政大臣が定めるとされていた。

したがってこの法令によれば、軍械廠は武器弾薬を購入するための資金を交付されて兵器を購入し、それを検査して保存、修理するという日本でいえば兵器本廠のような機能を持っている施設であることがわかる。ただし、この資金がどこから繰り入れられたかは現在のところ詳らかにすることはできない⁽⁷⁾。

表5によれば、軍械廠特別会計は1934年度から37年度にかけては交付される資金額は次第に減少しているが、翌38年度からは飛躍的な増額をみており、41年度には1600万円にも達している。したがって満州国軍は日中戦争後に大規模な武器調達を行なったことは明らかである。

第3に、1940年度に発足する軍需廠特別会計は、発足当初から軍械廠会計と変わらない

規模で推移している。この会計は、兵器の材料や半製品を購入して完成品を販売していることを考えると、満州国においては、軍械廠が兵器の購入と保管を行ない、軍需廠が兵器を、被服廠が軍服をそれぞれ製造していたことがわかるが、軍械廠がどのような種類の兵器をどこから購入し、また軍需廠がどのような兵器を生産していたのかは判明しない。

ここで、あらためて満州国の兵器調達の全体像をみるために、先の表4で見た一般会計の軍需費の兵器弾薬費と軍械廠特別会計の「武器弾薬備款（兵器費）」を比較すると、例えば1937年度における兵器弾薬費は176万円、翌38年度は290万円、そのうち兵器更新費と兵器維持費の合計額はそれぞれ96万円、209万円であるのに対して、表5の軍械廠の兵器購入費はそれぞれ、330万円、1200万円にも達しており、軍械廠特別会計の支出額がはるかに多い。さらに、表4の1939年度から42年度までの軍需費は、表5の軍械廠特別会計における「武器弾薬備款（兵器費）」を下回り、43、44年度にほぼ同額となっている。ということは、一般会計の軍需費における兵器弾薬費支出と、軍械廠特別会計における武器弾薬費は直接には無関係であり、満州国軍の兵器調達は表4にある軍需費の兵器更新費と兵器維持費以外に、特別会計によって行なわれていたものと推測できる。

また軍械廠特別会計は、先にも見たように兵器の購入と保管、修理を行なうために設置された会計であり、この会計の歳出によって購入した兵器が満州国軍に供給されているのであろうが、その費用のための収入がどこから来ているかは不明である。

被服廠についても、表4にある軍需費中の被服費額と表5の被服廠特別会計における製品売払代を比較すると、1937年度、38年度でそれぞれ309万円、315万円であるのに対して、表5での被服販売収入は、462万円、740万円と、後者の金額が前者の2倍以上に達してお

り、軍以外にも製品の販路があることを示している。例えば1933（大同2）年上半期においては、国務院、鉄路総局、哈爾濱警察署、在郷軍人会、関東軍自動車隊等へ軍服・軍帽、将校外套、皮帯、手袋、腕章、黒編上靴、防寒外套、編上靴、軍用ズボン、敷布、自動車履等を納入していた⁽⁸⁾。

Ⅱ 満州国軍の装備と兵器調達

満州国軍の兵器調達の実態を検討する前に、その編成と配置兵力の推移をみておく。表6によれば、1936年12月の時点で国軍は、靖安軍、憲兵司令部、禁衛隊等の軍政部直轄部隊と第1～6の各軍管区、そして興安各省警備軍によって構成されている。さらに、各軍管区は満州国内の各省をそれぞれ2省ずつ所轄し、その主要都市に司令部を設置していた。

その後、1938年10月の「満州国陸軍編成表」（軍令）によって軍管区は2つ増加して8軍管区となって国内の治安維持や鉄道の警護に当たる他、関東軍の対ソ作戦に応じて外征軍ともいべき国防軍として2箇師〔師団〕及び独立混成旅〔旅団〕4箇が、さらに防空部隊として第1～第5独立砲兵隊（高射砲隊）、第1～第3飛行隊が編成されたことになっている⁽⁹⁾。ここに満州国軍は、日中戦争で大陸に拡大した戦争を支援するために一挙にその規模を拡大させ、関東軍の支援体制を整えたといえる。その後、1939年のノモンハン事件を契機に対ソ警備は一層の厳しさを加えたことから、満州国軍もこれに呼応して軍管区の細分化による増加を続け、敗戦時には、第7（司令部：佳木斯）、第8（北安）、第9（通遼）、第10（海拉爾）、第11（密山）と11の軍管区を抱えることになった⁽¹⁰⁾。

各軍管区は、直轄部隊として教導隊、軍楽隊、病院、監獄、国境監視隊、看守処を擁し、各軍の中心となっていた所属部隊は、歩兵团（歩兵連隊）、騎兵团（騎兵連隊）と迫撃砲

表6 満州国陸軍の編成と配置兵力

	1934年7月	1935年11月		1936年12月	
	兵員数	兵員数	馬匹	兵員数	馬匹
軍政部 参謀司 総務・軍衛・軍事・訓練・通信・軍法・江防・医務・測量課 軍需司 主計・需品・建築・兵器・鑑政課	266	462	28	509	42
直轄部隊及び官衙学校	5,573	6,366	1,402	7,922	2,029
①靖安軍	2,769	2,638	782	2,044	657
②憲兵司令部	67	523	12	1,484	318
③禁衛隊	415	394		797	183
④独立第1自動車隊		141		142	
⑤新京警備騎兵第1旅	2,311				
⑥新京軍楽隊		57		52	
⑦侍従武官処	11	8		13	
⑧軍用通信処		249		570	
⑨軍械廠		291		301	
⑩被服廠		38		18	
⑪中央陸軍訓練処		907	396	1,174	503
⑫興安軍官学校		305	140	470	192
⑬憲兵訓練処		693	72	708	176
⑭陸軍軍医学校		122		149	
【第1軍管区】 司令部：奉天 所轄：奉天・安東地区 直轄部隊：第1教導隊 軍楽隊・軍政部病院・陸軍監獄(奉天) 歩兵第1～7団(7) 騎兵第4～9・16・17団(8) 迫撃砲7連	12,321	10,835	3,325	11,060	1,950
【第2軍管区】 司令部：吉林 所轄：吉林・開島地区 直轄部隊：第2教導隊 旅団長 参謀長 騎兵第1～3団 迫撃砲1連 歩兵第8～13団(6) 騎兵第10～15・29団(7) 迫撃砲3連 野砲1連 山砲2連	13,185	12,077	5,727	10,699	4,248
【第3軍管区】 司令部：齊々哈爾 所轄：龍江・黒河地区 直轄部隊：第3教導隊 軍楽隊・軍政部病院・陸軍監獄(齊々哈爾) 国境監視隊・軍政部病院(黒河) 歩兵第14・16～19団(5) 騎兵第20～23・25～27団(7) 迫撃砲5連	13,938	9,851	5,084	8,034	3,504
【第4軍管区】 司令部：哈爾濱 所轄：濱江・三江地区 直轄部隊：第4教導隊 軍楽隊・軍政部病院・陸軍看守処(哈爾濱) 歩兵第20～25・29～31団(9) 騎兵第28・30・34～38団(7) 迫撃砲5連 野砲1連 山砲1連	17,827	20,190	6,545	11,549	4,562
【第5軍管区】 司令部：承德 所轄：錦州・承德地区 直轄部隊：第5教導隊 軍楽隊・軍政部病院(錦州) 軍政部病院・陸軍看守処(承德) 歩兵第32～35団(4) 騎兵第39～44団(6) 迫撃砲4連	9,294	7,509	2,970	6,563	3,133
【第6軍管区】 司令部：牡丹江 所轄：密山・東寧・寧安・虎林地区 直轄部隊：国境監視隊(東寧・綏芬河・平陽鎮) 歩兵第15・26～28団(4) 騎兵第18・19・24・27・31～33団(6) 迫撃砲5連	-	-	-	6,589	2,672
【興安各省警備軍】 管轄：興安東・西・南・北4省 興安騎兵第1～8団 独立山砲兵第1～3連 興安山砲兵第1營 軍政部病院(林西・通遼・海拉爾) 錢家店陸軍看守処 臨時自動車隊 興安北省国境監視隊 陸軍總兵力	-	3,497	2,625	4,791	3,618
	81,472	70,787	27,706	67,717	25,706

(備考) 「団」「營」「連」はそれぞれ日本陸軍の連隊・大隊・中隊に相当する。

出所：1934年7月は「満州国軍編成配置兵力表 昭和9年7月軍政部調査」(『満州国軍』143～145頁)，1935年11月は「満州国軍編成配置兵力一覧表 昭和10年11月末調」(軍政部顧問部『満州国軍の現状』昭和10年12月10日 付録第3 C01003097800)，1936年12月は「満州国軍編成配置兵力一覧表 昭和11年12月調」(軍政部顧問部『満州国軍の現況』昭和12年1月 付録第3，『十五年戦争秘資料集』補巻20 不二出版による復刻版，2003年)

連からなり、その他に第2，第4軍管区には野砲連や山砲連が配属されていた。

兵員数と馬匹の推移をみると、満州国成立2年後の1934(康德1)年7月には兵員8万1千が、35年11月には約7万人、36年12月は6万8千人と約2年半で1万4千人が削減されている⁽¹¹⁾。同様に馬匹も35年11月から36年12月の約1年で2千頭の減少をみている。

こうした兵力構成を考慮すると、満州国軍の主要装備は、歩兵銃と騎兵銃及び迫撃砲、そして野砲と山砲が想起されるが、実際には

どのような装備が配備されていたのかを検討する。

満州国軍の軍事顧問であった陸軍少将多田駿は、満州国が成立して半年後の1932年9月に行なった「満州国軍状況報告」の「第7兵器行政」で、「而シテ先ツ成ルヘク速ニ全軍ノ小銃ヲ6.5密(ミリ)銃ニ統一シ、以テ軍隊匪化スルモ弾薬補給ニ途ナカラシメンコトヲ企図シ既ニ中央部ノ諒解ヲ得テ其援助ヲ受クルコトナレリ⁽¹²⁾」として、小銃を日本の制式と同様にすることによって、国軍兵士

が抗日軍側に寝返っても弾薬の補給ができないので武器が役に立たないことを力説している。もちろん、ここで言及されている6.5ミリ銃とは、口径6.5ミリの30年式歩兵銃、38年式歩兵銃・騎銃であることはいうまでもない⁽¹³⁾。

さらに翌1933年1月にも、多田は、小銃の統一を説き、この方針を「帝国陸軍中央部ノ諒解ヲ得テソノ準備ニ着手セリ⁽¹⁴⁾」と述べており、陸軍省や造兵廠、そしておそらく関東軍の協力の下にこれらの小銃の装備に着手したものと推測できる。

こうして1933年に関東軍と軍政部で「満州国軍兵器整備大綱」が決定をみた。その要旨は、(1)小銃は38式歩(騎)兵銃に統一する、(2)機関銃は3年式重機、11年式軽機に統一する、(3)火砲は38式野砲、41年式山砲とし、当分の間一部に克式(クルップ式)山砲をも充当する、垂鞍は従来通りの支那式木骨鞍とするというものであり、とりあえず38式騎銃5万挺を日本軍から払下を受け、2年後の昭和10年頃には騎兵部隊の小銃を統一し、以後年度計画に基いて歩兵銃、機関銃を更新し、数年の間に概ね携帯兵器は統一更新を完了した、とされている⁽¹⁵⁾。

しかし、程なくこうした日本軍の兵器払下に依存することは不可能となり、「国軍は軍械廠の拡張整備により能率の向上を図る一方、関東軍においても国内生産の必要急なものがあり、奉天造兵廠をして専ら日満軍の需用に

対処せしめ、小銃、機関銃、火砲並びにこれらの弾薬等精度を必要とするものの製造、補給、修理を行なうこととし、比較的軽易な各種兵器の製作修理、顛薬等は民間工場を指定し、軍械本廠の管理下を実施せしめた⁽¹⁶⁾」。

したがって、この記述によれば、満州国軍は当初は日本軍からの兵器の払下を受けていたが、それでは不足をきたすので、軍械廠を拡充しながら奉天造兵廠(1932年に三井物産、大倉商事の出資によって資本金200万円で株式会社奉天造兵廠として設立、1936年7月に「株式会社奉天造兵所法」によって満州国政府も出資する特殊法人に改組⁽¹⁷⁾)、及び満州国内の民間機械工業を活用して兵器の装備充実を図ったことがうかがえる。

このように、満州国軍は、38式歩・騎兵銃、11年式軽機関銃、3年式重機関銃、38式兵野砲、41式山砲によって基本装備を行なうことになったが、実際はどの程度の装備が進んでいたかを、日中戦争直前の1936年12月末調査である表7によって検討しよう。

同表によれば、国軍は刀剣として30年式銃剣・32年式軍刀を合わせて約6万9千挺、38式歩騎銃約6万7千挺、モーゼル拳銃7800挺を、機関銃は11年式軽機関銃を1300挺、3年式重機関銃を400挺、野山砲としては38式野砲10門、41式山砲39門をそれぞれ装備していた。

表6によれば、1936年末における第1～6軍管区の兵員数は、それぞれ11,060人、10,699

表7 満州国陸軍主要兵器及び弾薬

	第1軍管区	第2軍管区	第3軍管区	第4軍管区	第5軍管区	第6軍管区	中央陸軍訓練處	憲兵訓練處	治安軍司令部	禁衛隊	興安軍官学校	興安省司令部	独立第1自動車隊	憲兵司令部	計
30年式銃剣・32年式軍刀	10,951	11,245	9,259	11,964	6,759	6,466	1,580	984	2,648	842	762	3,483	115	2,310	69,368
38式歩騎銃	10,014	10,830	8,918	12,017	6,325	5,874	1,263	930	2,389	715	762	5,043	135	1,444	66,659
モーゼル拳銃	1,064	898	983	1,119	779	501	162	344	281	77	49	338	25	1,159	77,779
11年式軽機関銃	205	232	164	161	149	163	18	23	45	16	6	60	9	34	1,283
3年式重機関銃	69	58	55	80	45	35	8	-	20	-	4	28	3	-	405
38式野砲	-	-	4	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	10
41式山砲	8	4	8	4	4	-	-	-	4	-	1	-	-	-	39
8センチ軽迫撃砲	57	62	46	74	38	38	4	1	11	-	3	-	-	-	334
各種小銃弾薬	3,858,093	3,192,228	3,804,430	4,026,677	3,162,951	2,119,672	26,287	45,065	815,653	46,188	42,240	1,427,441	16,938	200,290	20,164,051
各種野山砲弾薬	6,199	6,621	9,495	10,716	6,596	4,745	65	-	2,891	1,065	220	4,882	-	-	44,372

出典：「満州国陸軍主要兵器一覧表 昭和11年12月末調」(『昭和十二年一月 軍政部顧問部 満州国軍の現況』所収、『十五年戦争秘極資料集』補巻20 不二出版による復刻版)

(備考)

原資料には、これらの他に各種馬具が兵器として掲載されている。

興安省司令部は、興安東・西・南・北4省を合計した数値。

人、8,034人、11,549人、6,563人、6,589人、合計67,714人であるから、30年式銃剣と32年式軍刀、38式歩騎銃については一人一組配備とするとほぼ100%の充足率となっており、この時点で日本式兵器への転換が完了したといえる。また興安省警備軍や軍政部直轄部隊である靖安軍もかなりの兵員数を擁しているが、これらについても各軍管区と同様に銃剣、軍刀、歩騎銃の装備が完了している。

機関銃の装備については、各軍管区とも200～300挺が配備されている他、野山砲についても、第6軍管区を除いて第3・4軍管区を中心に配備がすすめられた。迫撃砲も全軍管区に配備されている。

1939年における第5軍管区の状況報告によれば、「建軍当時極めて不良なりし兵器は漸次改良されし現在、小銃は38式歩兵銃竝に騎銃、軽機は11年式、重機は3年式、擲弾筒は14年式にして兵器の整備と共に其の尊重心に就き教育の徹底を図りつつある⁽¹⁸⁾」とされており、軍管区においても、移行が完了していることを示している。

このように、日中戦争までに満州国軍は日本式による兵器装備を終えたが、これらの兵器がどのように調達されたのかを、満州国成立後の1932年8月から太平洋戦争直前の41年7月にかけてみたのが表8である。もちろん、同表はきわめて断片的な資料によって作成したものであり、国軍の兵器調達全体を示すものではないことはいうまでもないが、とりあえずその概要をみよう。

まず銃剣・軍刀であるが、30年式銃剣が33年3月に4万振が陸軍造兵廠から軍政部に払い下げられ(資料番号4。なお、この資料番号は筆者が便宜的につけたもの)、その後36年2月に5000振、3月にはさらに5000振の計5万振が同じく軍政部に払い下げられている(同23・24)。ただし、その払下価格は不明である。

32年式軍刀に関しては、1934年4月に陸軍

造兵廠から軍政部に1000振の払下があり(同9)、さらに6月には同じく中古品1000振が、翌35年4月から5月にかけての中古品2000振、36年3月にも2000振の払下がある(同19・23・24)。したがって32年式軍刀はこの間に計6000振が払い下げられたことになる。この払下数、すなわち30年式銃剣5万振、32年式軍刀6000振の計5万6000振を表7にある満州国軍装備の銃剣・軍刀6万9000振と比較すると、前者は後者の約81%に相当し、表8にある払下数はその大部分を占めていることがわかる。

次に小銃に関しては、38式歩騎銃は比較的早期から満州国軍への導入が進み、32年12月に払下げ予定の38式歩兵銃4万5000挺、44式(または38式)騎銃5000挺のうち前者1万挺が払い下げられたほか(資料番号2)、翌33年3月には38式歩兵銃3万5000挺と同騎銃5000挺が払い下げられて(同4)、歩騎銃5万挺がそろった。さらに36年1月と3月には38式歩兵銃がそれぞれ1000挺、2500挺追加された(同22・24)。これら5万3500挺は表7の「38式歩騎銃」6万6700挺の80%に充当する。

機関銃は、33年2月に11年式軽機関銃が50挺、34年2月に60挺が払い下げられた後も継続して補充が進み、36年7月までに計1270挺と(同3・6・12・16・17・22・24)、表7の36年12月の集計1285挺とほぼ一致する。また3年式重機関銃は計390挺(同6・12・16・22・24)と、表7の405挺の約96%となる。その他山砲と野砲については砲車や駄馬具等の附属品が(6・12・13)、40年代になると一般飛行機器材や発電機等の航空兵器の払下が行なわれている(27・28)。

次に、兵器の調達方法を検討すると、銃剣類や小銃、機関銃ともに基本的には陸軍造兵廠が満州国軍政部に払い下げるという方法をとっているが、資料番号5の小銃擬製弾1万発のように軍政部が直接奉天造兵所に発注することもある。また6・17・18・22・24のよ

満州国の軍事予算と兵器調達

表 8 満州国軍の兵器調達

資料番号	日付	兵器部品
1	32.8.17	曳火手榴弾 10年式擲弾頭用 300筒(陸軍造兵廠火工廠完備品 手投手榴弾に共通) 10年式擲弾頭12筒(日本軍用と共通)
2	32.12.10	38式歩兵銃1万挺(38式歩兵銃4万5千挺 44式(または38式)騎銃5千挺のうち)
3	33.2.21	11年式機関銃50挺 同弾薬盒400 同弾匣200 同彈囊200
4	33.3.25	30年式銃剣4万 38式歩兵銃3万5千挺 38式騎銃5千
5	33.6.21	小銃擬製弾1万発
6	34.2.21	41式山砲用(砲車10組 器具箱10組等) 38式機関銃用(銃用駄馬具100組等) 11年式軽機関銃60 3年式機関銃70
7	34.2.27	38式歩兵銃銃床500 同上帯50等 撃発発条200、同表尺飯300等
8	34.4.9	10 E D 雷管体及び同雷管室各3万5千個
9	34.4.20	32年式軍刀1000振
10	34.4.23	6 S H 砲身(半製品) 20個
11	34.5.4	38 Y H (野砲) 圧搾弾2万2千個
12	34.5.19	41式山砲(砲車8000円 器具箱520円 駄馬具4種523円等) 10 11年式軽機関銃(745円)100 3年式機関銃(1840円)100
13	34.5.29	38式野砲榴散弾用管薬 8万4千筒
14	34.5.30	3年式機関銃高射用具3組
15	34.6.16	32年式軍刀1000振(中古品)
16	34.11.3	41式山砲砲車(単備7840円)10 器具箱10 11年式機関銃(745円)200 同空砲銃身200 3年式機関銃(1800円)50
17	34.12.17	11年式軽機関銃200 7.9ミリ長銃を6.5ミリに改修3000 3年式機関銃(除予備銃身)50 41年式山砲砲車10 38式銃空砲30万発
18	35.2.1	41式山砲駄馬具150組
19	35.4.17	32年式軍刀中古品・付属品 2000振
20	35.5.7	イ式300馬力飛行機用発動機2 同プロペラ2
21	35.6.26	土工器材 爆破器材 通信器材等
22	36.1.4	38式歩兵銃1000挺 11年式軽機関銃60挺 3年式機関銃20挺 11年式軽機関銃突砲等
23	36.2.17	30年式銃剣5000 44式騎銃2500 38式野砲擬製表尺12(中古品もしくは新品)
24	36.3.27	30年式銃剣5000 30(32?)年式軍刀2000 11年式軽機関銃600 3年式機関銃150 38式歩兵銃2500 38式騎銃1500等
25	36.12.9	89式みどり筒甲 500
26	39.1.16	93式折畳用船120
27	40.5.25	航空兵器(一般航空機材・飛行機関連機材)
28	40.9.25	航空兵器(器具・工具・発電機等)
29	41.7.13	小型無線機10組

資料番号	日付	発注元 調達方法
1	32.8.17	満州国国境警備用
2	32.12.10	満州国軍装備用 多田の私下願のうち38式歩兵銃1万挺を造兵廠が売渡。造兵廠は兵器廠より関東軍保管のものを借用して繰替え交付
3	33.2.21	造兵廠が兵器本廠より借用して軍政部に私下 現品は関東軍野戦兵器廠へ補給したものを現地において貸与
4	33.3.25	造兵廠より軍政部に売渡
5	33.6.21	満州国軍政部が奉天造兵所に注文
6	34.2.21	軍政部より注文 奉天造兵所に対して製造認可 3年式機関銃部品(床尾・銃身 放熱筒)を東京瓦斯電気が製造
7	34.2.27	満州国政府より奉平組合に部品を注文、奉平組合理事・大熊篤太郎より造兵廠に私下願
8	34.4.9	軍政部に奉天造兵所が10 E D を供給 その部品として造兵廠に私下願
9	34.4.20	満州国軍装備用 造兵廠より私下
10	34.4.23	軍政部に奉天造兵所が6 S H を供給 その砲身を造兵廠に私下願
11	34.5.4	軍政部に供給のため造兵廠から私下
12	34.5.19	軍政部注文品 3年式機関銃部品・11年式機関銃部品(銃尾・銃身・放熱筒等)を東京瓦斯電気が製造
13	34.5.29	軍政部注文品 奉天造兵所には管薬製造設備がないので造兵廠長官に私下願 関東軍野戦兵器廠で受領
14	34.5.30	満州国軍装備用 陸軍造兵廠は兵器本廠から借用して私下
15	34.6.16	軍政部に私下のため造兵廠が関東軍野戦兵器廠から現地借用
16	34.11.3	軍政部注文品 奉天造兵所から注文を受けて3年式機関銃部品・11年式軽機関銃部品を東京瓦斯電気が製造
17	34.12.17	軍政部注文 奉天造兵所に対して製造認可
18	35.2.1	軍政部注文 奉天造兵所に対して製造認可
19	35.4.17	満州国軍装備用 造兵廠が兵器本廠から借用(兵器本廠は造兵廠に貸与)して私下
20	35.5.7	満州国軍政部に有償私下
21	35.6.26	満州国軍装備用 関東軍司令官は陸軍大臣に私下を申請 陸軍大臣は兵器本廠に造兵廠への貸与を通牒
22	36.1.4	軍政部注文 奉天造兵所に対して製造認可
23	36.2.17	造兵廠が軍政部に私下
24	36.3.27	軍政部注文 奉天造兵所に対して製造認可
25	36.12.9	満州国国軍の教育、訓練、討伐用弾薬 急を要するので兵器廠が関東軍野戦兵器廠へ繰替え交付 代品を造兵廠より受領
26	39.1.16	満州国軍装備用 8万円以内 造兵廠が私下 満州軍械本廠(奉天)で受領
27	40.5.25	満州国軍飛行隊用 満州国軍事最高顧問 松井太郎が調弁を関東軍司令官に申請
28	40.9.25	満州国軍用航空兵器 陸軍航空本廠の不要兵器を有償私下
29	41.7.13	満州国軍政部に有償私下 軍械本廠で受領

出典：1.「兵器類私下ノ件」c 04011379300, 2.「兵器私下ノ件」c 01002850300, 3.「兵器私下ノ件」c 01002841300, 4.「兵器私下ノ件」c 01002841300, 5.「奉天造兵所ニ対シ兵器製造引受方認可ノ件報告」c 04011636900, 6.「三年式機関銃部品ヲ奉天造兵所へ供給方針ノ件」c 01001980500, 7.「兵器部品私下ノ件」c 01007474400, 8.「兵器半製品私下ノ件」c 01001980800, 9.「兵器私下ノ件」c 01001979800, 10.「工具類及半製品私下ノ件」c 01001979700, 11.「兵器私下ノ件」c 01001986200, 12.「機関銃部品ヲ奉天造兵所へ供給方ノ件」c 01002001000, 13.「兵器私下ノ件」c 01001991700, 14.「三年式機関銃高射用具私下ノ件」c 04011817700, 15.「兵器借用ノ件」c 0100747730, 16.「機関銃部品を奉天造兵所へ供給方ノ件」c 01006650400, 17.「兵器注文引受製造認可ノ件報告」c 04012067000, 18.「兵器注文引受製造認可ノ件報告」c 04012084700, 19.「三十二年式軍刀私下ノ件」c 04012135100, 20.「飛行機用発動機有償私下ノ件」c 04012131800, 21.「兵器私下ニ関スル件」c 04012175200, 22.「兵器及弾薬注文引受製造認可」c 04012252700, 23.「兵器私下ニ関スル件」c 01004233300, 24.「兵器及弾薬ノ注文引受製造認可ノ件報告」c 04012294200, 25.「八九式みどり筒甲私下ノ件」, 26.「満州国軍ニ対シ器材私下ノ件」c 01007205700, 27.「満州国軍用航空兵器委託調弁ニ関スル件」c 01003591900, 28.「満州国軍用航空兵器有償私下ニ関スル件」c 01003623800, 29.「満州国軍装備兵器私下ニ関スル件」c 01003709200

うに造兵廠が奉天造兵所に製造を認可し、当造兵所から軍政部＝満州国軍に兵器を売却するという場合もあった⁽¹⁹⁾。

またこれら造兵所に製造認可された兵器をみると、山砲の砲車や駄馬具をはじめ、機関銃、小銃の擬製弾、野砲の圧搾弾等、造兵廠からに払下げを受けた製品と同等の兵器が売却されており、同造兵所は造兵廠と同等の兵器生産能力を持っていたことが伺える。さらに奉天造兵所は、東京瓦斯電気(現・日立)に11年式軽機関銃と3年式重機関銃の部品の製造を依頼している(6・12)⁽²⁰⁾。

このように、満州国軍の兵器は、基本的には陸軍造兵廠から払下げられていたが、その一部は奉天造兵所や東京瓦斯電気のように民間の兵器製造企業から売却されたものもあった。

結びにかえて

満州国はその建国期から反満抗日軍との戦闘に大きな力を割かざるを得ず、軍事費予算も膨大であった。日中戦争期までの満州国軍はとにかく国内の治安維持に全力を上げざるを得ず、一般会計の陸軍費及び軍械廠、軍需廠の両特別会計が主として兵器を調達していた。調達された兵器は、日本の制式と同様に38式歩騎銃と基本とし、機関銃と野山砲を加えたものであり、造兵廠からの払下と民間兵器工業生産の主力である奉天造兵所に依存していた。とはいえ、それらは調達額は軍事費全体の中では比較的少額であった。しかし、日中戦争とノモンハン事件後は、満州国軍も関東軍の対ソ戦をにらんだ軍拡に巻き込まれ、再び軍事予算を拡大していくことになる。

(1) 関東軍と満州国軍による武力による治安維持の実態は、浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』(1987年、時潮社)

第2編に詳しい。

- (2) 総務庁を含む満州国の一般会計の概要については、拙稿「『満州国』一般会計目的別予算歳出予算の動向－1932～42年度」(北大『経済学研究』52巻4号、2003年)を参照。
- (3) 国防分担金は、満州国建国直後の1932年3月6日に締結されたいわゆる「本庄・溥儀秘密協定」によって、満州国が関東軍の軍事費支出を一部肩代わりすることになったことに端を発するが、1939年度以降満州国は、軍用に寄与・提供する施設を整備するために、一定標準の経費を計上することにして廃止された。つまり、満州国は日本の一般会計への分担金繰入を廃止する代わりに、自国で軍事費の膨張を余儀なくされたのである。満州国による国防分担金の計上と廃止の経緯については、前掲拙稿、117～118頁を参照。
- (4) 満州国は、1937年11月の治外法権撤廃と満鉄附属地行政権の移管とともに、鉄道その他交通路の警察権を行使することになり、治安部の外局として鉄道警護総隊を設置し、鉄道、船舶、自動車(バス)、港湾の警護を統括した。また太平洋戦争期には、同隊は満州国軍に改編されて鉄路警備軍と改称、鉄道と関東軍の軍事輸送を警護する役割を担った(『満州国史』各論、263頁)。
- (5) 「旧奉天兵工廠没収器材処理に関する決議」によれば、同兵工廠内で没収した器具材料は関東軍において直接利用できるものを除き、その他は一括して満州国軍政部に譲渡することとした。軍政部に譲渡された分は、
 - (1) 軍械廠が使用する分、
 - (2) 軍需工業発達助成のために、奉天造兵所、同和自動車会社、満州航空会社が使用する分に分割して譲渡された(「関東軍兵器部 旧奉天兵工廠没収器材処理に関する件決議 昭和9年11月」アジア歴史資料センターRCc01003049300)。
- (6) 「満州国政府公報日誌」第1258号 康德5年7月21日(同康德5年7月分、511頁 a06031002900)。
- (7) 満州国一般会計に総務庁所管歳出として「特別会計繰入金」が計上されているが、その対象になっているのは減債基金、関税塩税担保外債整理基金、国有財産整理資金、

- 郵政の各特別会計であり、軍械廠は掲載がない（『康徳元年度総予算』20頁）。また同じく一般会計の軍政部歳出にも「軍械廠繰入金」等の名称の科目はない。
- (8) 「被服関係書類綴 六 大同2年度上半期受託品生産状況」（『住谷悌史資料』大同3年1月 c13010374700）
- (9) 「昭和14年12月 状況報告 満州国軍事顧問 陸軍軍医中佐 堀口修輔」（c13021465400）。なお、ここで用いられている「外征軍」という意味については、参謀本部による「満州国陸軍指導要綱（昭和10年12月改正）」（c01003089500）によれば、「満州国陸軍ノ指導方針ハ、其主力ヲ以テ独力国内ノ防衛及後方ノ警備ニ又其一部ヲ以テ外征ニ任ジ得ルノ実力ヲ養成スルヲ以テ方針トス」とし、さらに「第三 満州国軍中蒙古騎兵等ノ一部ノ兵力ハ逐次外征ニ使用シ得ル如ク実力ヲ向上スル事」と提言している。したがってこの場合の外征とは対ソ戦を想定したものであり、1935年の時点で国内の治安維持から対ソ戦争も視野に入れた体勢作りが進んでいく。
- (10) 『満州国史』各論、270～272頁。
- (11) 草創期の満州国軍は、1932（大同1）年9月の時点ではこのような軍管区制度を採用しておらず、軍政部、京師憲兵司令部、靖安遊撃隊、奉天省・吉林省・黒竜江省・兆遼・興安の5警備司令部によって構成されており、その兵員数は歩兵65,151人、騎兵64,067人、砲兵3,252人、輜重兵861人の計133,331人であった（『満州国軍現有兵力一覧表 大同元年9月』『満州国軍状況報告』昭和7年9月13日 所収）。現在で、ただし、このような人員と馬匹の減少はその後も続いたのではなく、軍管区の増加を受けて敗戦時の総兵力は約15万人とされている（『満州全図 満州国軍の配置並びに情況要図 昭20年8月頃における』c12121382700）。
- (12) 「満州国軍状況報告」（c01002817200）
- (13) 草創期の満州国軍の装備は、当時「旧東北軍の遺物が多く、あらゆる新旧武器の展覧会と言った感じがした」と回想されていた（小林知冶『満州国軍を語る』1940年、20頁）。
- (14) 「満州国軍整備指導状況報告」（c13010353600）
- (15) 『満州国軍』168～169頁。
- (16) 同上書、169頁。
- (17) 鈴木邦夫編著『満州企業史研究』1057頁。
なお、「株式会社奉天造兵所法」によれば、同社の事業は、(1) 武器、兵器器材及び弾薬類の製造、修理及び販売、(2) 火薬類及びその原材料の製造及び販売、(3) これらに付帯する事業となっていた（國務院法制処編纂『満州国法令輯覽追録』1939年、47頁）
- (18) 第5軍管区司令部「第5軍管区状況報告 康徳6年7月12日」（c11111592900）
- (19) 奉天造兵所は、1934年5月9日に満州国軍政部軍需司と兵器の売買契約を締結している。その内容は、(1) 造兵所は、兵器を明細書の価格で軍政部に納付すること、(2) 納入した兵器の検査を受け、合格したものを納入すること、などが定められていた（『契約書』c01002001000）。また奉天造兵所は、満州国軍の兵器以外にも、満鉄や鉄路総局、鉄道建設局等の鉄道関係機関、満州炭鉱、満州電電、冀察政権の武器注文にに応じていた（c04012025700, c04012030400, c04012043400, c04012077100, c04012089000, c04012282500, c04012181900, c04012072900, c04012129300, c04012354700, c04012291500, c04011233900）。つまり、同造兵所は満州国のみならず華北傀儡政権の武器庫の役割を果たしていた。
- (20) 奉天造兵所や東京瓦斯電気における兵器生産の全体像の把握は今後の課題であるが、太平洋戦争末期の1943～44年当時、奉天造兵所は月産で99式小銃5100挺、92式重機関銃58、99式軽機関銃141挺を生産しており（『満州における用兵の観察』第7巻第4編第3章第2節 満州の軍需産業の特質と兵站の関係）、当該期にあっては満州国軍の主要兵器を生産していたと考えられる。

[Abstract]

Military Budget of Manchu-kuo and Procurement of Weapons

Hirokazu HIRAI

The Manchu-kuo, puppet state of Japan, founded in 1932, always had to battle against Anti-Manchu-kuo and Anti-Japan Troops, so the budget of Manchu-kuo was mostly occupied by army expenses. Not only a General Account, but a Special Account spent much money by War Expenditure. In Manchu-kuo, there were two sorts of Armies. One was the Japanese Troops deployed in Manchu-kuo (Kantou-Gun), the other was the Army belonging to Manchu-kuo (*Mansyu-koku-gun*). When Manchu-kuo was founded, the member of Army were 150 thousand, but declined gradually, 60 thousand, and increased again after the outbreak of Japanese-Chinese war in 1937, and No-mon-han Incident (dispute of border between USSR and Manchu-kuo) in 1939.

The Army of Manchu-kuo equipped in Japanese military style, for example, “6.5 mm TYPE 38 INFANTRY RIFLE and CARBINE”, “6.5 mm TYPE 11 LIGHT MACHINE GUN”, “75 mm TYPE 38 FIELD GUN” (38 or 11 are numbers of Japanese era, 38th year of Meiji, 11th year of Taisyo). This being equipments was almost finished before the Japanese-Chinese War, but due to being comparatively light, not heavy in Public Finance of Manchu-kuo.